

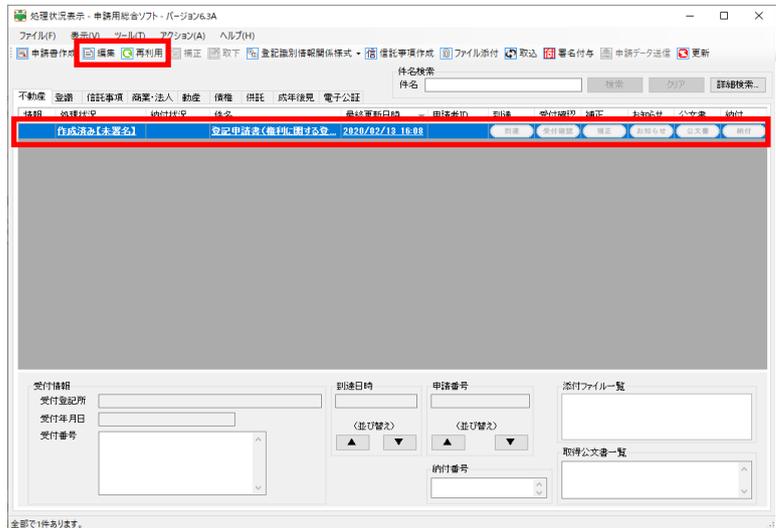
## 様式の最新化について

旧様式で不動産登記手続及び供託手続の申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

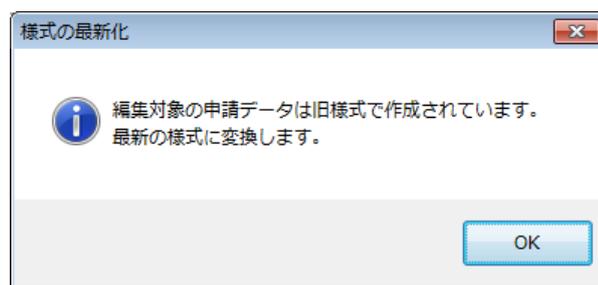
- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書に上書き保存されます。「再利用」は選択した申請書とは別に、新たに申請書が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお、対象となる様式は、以下のとおりです。

[不動産登記手続]

- ① 登記申請書(権利に関する登記)
- ② 登記嘱託書(権利に関する登記)
- ③ 書面提出用登記申請書(権利に関する登記)
- ④ 書面提出用登記嘱託書(権利に関する登記)

[供託手続]

- ① 供託書(金銭供託)(1)地代家賃弁済【署名要】
- ② 供託書(金銭供託)(1)地代家賃弁済【署名不要】